この補助金は、卒煙を達成した後のみ請求できます。 **※「禁煙宣言書」を当健保に提出してから禁煙外来を受診。**

※所属事業所経由で提出のこと。	支給決定額		常務理事	事務長	担当者
※ <u>禁煙外来終了から更に3か月禁煙継続</u> で、 <u>在職</u> 。					
※ <u>禁煙外来終了証明書</u> 、 <u>卒煙達成証明書</u> の添付必要。		円			
※ 埜極外来治療は、12週間・通院5回(基本)	(上限:15 000円)				

7. (WIE) WIE WIE WIE	10 (C) (A)	14 (44)		(11)	x . 10,000	1 1/				
				※破線より	上は健保記	入				
≪禁煙宣言から補	前助金申記	清までの主な液	たれ≫							
***		禁煙外来		禁煙外来		禁煙外来		卒煙達成		補助金
禁煙宣言	\longrightarrow	受診	\longrightarrow	治療開始	\longrightarrow	終了証明	\rightarrow	証明	\rightarrow	申請

(禁煙外来終了も禁煙3か月後)

『禁煙外来治療』禁煙外来補助金申請書

※太枠内のみ記入

被保険者証	記号			被伊	保険者						
	番号										
治療の種類	禁煙	【保険診療で受けた治療(服薬を含む)が補助対象です 領収書が『 <mark>保険適用</mark> 』であることを必ず確認のこと)	
受診医療機関名および薬局名											
禁煙継続の期間		自. 至.		F F	月 月	日日		• 計 <u> </u>		5月	日
被保険者の自己負担額(医療費と薬剤費を合算)									円		
上記の通り申請し、本申請書に基づく補助金の受領を事業主へ委任いたします。											
古河健康保険組	且合殿							年	月	日	
		被	保険者	住	所						
				氏	名						

- ●対象者および補助額
 - 1. 対象者:在職中の被保険者
 - ※禁煙外来治療に関する補助を外部機関等(地方公共団体等)から受けていない。 ※禁煙外来治療終了後も禁煙が3か月以上継続しており、卒煙達成時に在職中である。 ※下記の"禁煙外来治療が保険診療となる条件"の全てを満たしている。
 - ≪禁煙外来治療が保険診療となる条件≫
 - ① 直ちに禁煙(卒煙)したいと自ら強く希望していること
 - ② ニコチン依存症診断用のスクーリングテスト(TDS)の結果が 5 点以上【ニコチン依存症】
 - ③ 加えて、35歳以上の方はブリンクマン指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上
 - ④ 医師から禁煙外来治療の内容等について説明を受け、それに同意していること
 - ⑤ 前回の禁煙外来治療の初回診療日から1年以上経過していること
 - ≪補助金申請までの流れ≫

禁煙外来治療を受けるにあたり、当健保に対し最初に「**禁煙宣言書**」を提出していただきます。 その後の流れにつきましては、上部欄外を参照願います。

- 2. 補 助 額:15,000 円を上限とし、自己負担額が15,000 円未満ならばその額(100 円未満切捨て)。 但し、補助金申請は<u>1 年度につき1 回限り</u>とする。
- ●添付書類:① 宛名に被保険者名が明記され、禁煙治療に係る医療機関及び薬局発行の「**領収書(原本)**」
 - ② 禁煙外来(要保険診療)を受診した医療機関から交付された「禁煙外来終了証明書」
 - ③ 第三者(職場の上司・同僚・医療スタッフ・ご家族)が署名捺印の「**卒煙達成証明書**」
- ●支給方法: 各所属事業所経由で給付。(原則、毎月10日締め、当月末日払い)